

第161回定時株主総会 招集ご通知

| | |
|------------------------|----|
| 第161回定時株主総会招集ご通知 | 1 |
| 事業報告 | 3 |
| 連結計算書類 | 15 |
| 計算書類 | 17 |
| 監査報告書 | 19 |
| 株主総会参考書類 | 23 |



- 開催日時
2020年3月27日（金曜日）午前10時
（受付開始 午前9時）
- 開催場所
東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号
鉄鋼会館 8階 801会議室
- 決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役4名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件
第5号議案 当社株券等の大量買付行為への
対応策（買収防衛策）更新の件

(証券コード 5302)
2020年3月5日

株 主 各 位

東京都中央区八丁堀一丁目10番7号
日本カーボン株式会社
代表取締役社長 宮 下 尚 史

第161回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第161回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年3月26日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年3月27日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号
鉄鋼会館 8階 801会議室
(株主総会会場につきましては、末尾のご案内図をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

報告事項 第161期（2019年1月1日から2019年12月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役4名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）更新の件

4. 議決権の行使等についてのご案内

- (1) 議決権行使書面において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- (2) 当日代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名に委任することができます。この場合は、代理権を証明する書面（委任状など）をご提出ください。
- (3) 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要、株式会社の支配に関する基本方針、連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令および定款第17条の規定に基づき、当社ウェブサイト（<http://www.carbon.co.jp/>）に掲載しておりますので、報告事項に関する添付書類には記載しておりません。なお、これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類に含まれております。
- (4) 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト（<http://www.carbon.co.jp/>）に掲載させていただきます。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(自2019年1月1日)
(至2019年12月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度のわが国経済は、労働市場の底堅さが維持された一方、生産活動や輸出は力強さを欠く結果となりました。米中対立などによる海外経済減速にともない、生産や輸出の低迷が続き、景気を下支えしてきた設備投資は、企業収益の悪化にともなう減速感がみられました。緩やかな持ち直しが続いていた個人消費は、消費税引き上げ前の駆け込み需要があった一方、その反動減による落ち込みが続いています。

世界経済は、米国では記録的に低い水準の失業率が続き、良好な雇用環境と個人消費の伸びが維持されました。一方、欧州では、域外輸出の減速基調が続くなか、自動車産業をはじめ製造業の減産傾向が続き、景況感は悪化しています。また、中国では、政府の景気下支え策により大幅な落ち込みは回避しているものの、経済成長の減速基調が続いています。

当社グループの主要関連産業であります鉄鋼産業は、鋼材受注（内需）の減少が続くなど、国内鉄鋼市場は減速傾向にあり、その先行きに注視が必要な状況となっています。また、半導体関連産業は、中国を中心にスマートフォンやデータセンター関連需要が停滞し力強さに欠ける状況となっています。

このような事業環境の中、当社グループは、生産効率の向上と原価および環境負荷の低減を目的とした生産設備の拡充や、販売力を高めるための販売網強化を推進してまいりました。また、企業市民として、コンプライアンス体制の一層の強化・拡充と最良の製品を通して広く社会に貢献すべく品質管理の徹底を推進してまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度比6.4%減の449億3千1百万円（単体は前期比4.6%減の324億9千2百万円）となりました。損益面につきましては、経常利益は、前連結会計年度比8.5%減の151億6百万円（単体は前期比8.0%減の132億4千3百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度比5.8%減の97億円（単体は前期比0.0%増の95億3千6百万円の当期純利益）となりました。

当社グループのセグメント別の状況は次のとおりであります。

(単位：百万円)

| セグメントの名称 | 売上高 | 増減率(%) | 生産高 | 増減率(%) |
|-----------|--------|--------|--------|--------|
| 炭素製品関連 | 41,451 | △6.6 | 39,315 | △3.1 |
| 炭化けい素製品関連 | 2,413 | △3.8 | 2,429 | △2.5 |
| その他 | 1,066 | △5.5 | 1,027 | △8.9 |
| 合計 | 44,931 | △6.4 | 42,772 | △3.2 |

[炭素製品関連]

電極部門は、国内については売価・数量ともに昨年水準が概ね維持されました。輸出については売価重視の販売に徹し、数量は計画未達となりました。なお、主要原材料の価格上昇の影響により売上原価は上昇しました。

ファインカーボン部門については、半導体関連市場の新規設備投資が停滞し、引き合いは弱含む傾向にありましたが、炭素繊維製品および特殊炭素材料の販売は昨年水準を維持しました。リチウムイオン電池負極材については、民生向けは前連結会計年度比でマイナスとなりましたが、車載向けを中心に底堅さを維持しました。

この結果、売上高は414億5千1百万円（前連結会計年度比6.6%減）、営業利益は140億7千万円（前連結会計年度比9.2%減）と減収減益になりました。

[炭化けい素製品関連]

炭化けい素繊維の製造・販売については、工場火災による生産減の影響で前連結会計年度比減少となりましたが、補助ラインを稼働させ、生産減のカバーを行いました。

この結果、売上高は24億1千3百万円（前連結会計年度比3.8%減）、営業利益は4億1千万円（前連結会計年度比30.6%減）と減収減益になりました。

[その他]

産業用機械の製造・販売は概ね横ばいに推移し、売上高は10億6千6百万円（前連結会計年度比5.5%減）、営業利益は3億3千万円（前連結会計年度比7.4%増）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は、44億8千6百万円（有形固定資産44億6千4百万円、無形固定資産2千1百万円）であり、その主なものは生産性向上を目的とした設備増設や生産能力維持のための設備更新によるものであります。

- ① 当連結会計年度中に完成した主要設備
 当社滋賀工場（炭素製品関連事業） 炭素繊維製造設備 増設工事
 当社富山工場（炭素製品関連事業） 電極製造設備 更新工事
 新日本テクノカーボン株式会社（炭素製品関連事業） ファインカーボン製品加工設備
- ② 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設・拡充
 当社富山工場（炭素製品関連事業） 電極製造設備 更新工事

③ 重要な固定資産の売却、撤去、滅失
生産能力に重要な影響をおよぼす固定資産の売却、撤去または滅失はありません。

(3) 資金調達の状況
当連結会計年度は、社債または新株式の発行などによる資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

今後の世界経済については、米国では堅調な個人消費の伸びや良好な雇用環境が維持され景気拡大が持続するものと見込まれます。しかし、欧州では域外輸出の減速基調とドイツを中心とする製造業の業況低迷が続くことが見込まれます。また、中国では米中対立の激化から成長の鈍化が続いていくものと見込まれます。

わが国経済については、企業収益の低下に伴う設備投資の減少、アジア経済の減速や欧州経済の停滞により、生産と輸出は引き続き低迷すると考えられます。東京オリンピック・パラリンピックの終了後は、個人消費の落ち込みによる内需低迷リスクが懸念されます。

当社グループを取り巻く事業環境につきまして、鉄鋼産業では、アジア経済の減速懸念等が払しょくされない中、需給動向を注視する状況が続くと考えられます。また、半導体関連産業では、停滞していた市場の回復に向けた動きが加速していくものと思われませんが、米中対立による下振れリスクについて予断を許さない対応が求められると想定されます。

このような状況の中、2021年を最終年度とする中期経営方針「INNOVATION PLAN 2021」を念頭におきつつ、当社は、2020年の方針として「実施計画の完遂と持続的成長に向けた改革の推進」を掲げ、全社一丸となって持続的な成長・発展を目指していくものいたします。

そのために以下の主要施策を実行してまいります。

- ① 2020年度実施計画の完遂
- ② 収益力の強化
- ③ 成長力の向上
- ④ 管理強化と人材育成による企業体質の改善
- ⑤ 各関係会社の重点課題解決

当社グループは、今後とも、コンプライアンス、安全、環境保全、品質向上、情報管理をはじめとする社会的責任を果たし、グループ全体の国際競争力を一層強化するべく、変革を進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 当社および子会社からなる企業集団の財産および損益の状況の推移

| 区 分 | 年 度 | 2016年度 第158期 | 2017年度 第159期 | 2018年度 第160期 | 2019年度 第161期 (当連結会計年度) |
|---|-----|-----------------|-----------------|-----------------|------------------------------|
| 売 上 高(百万円) | | 22,903 | 27,964 | 48,017 | 44,931 |
| 経 常 利 益 また は 経 常 損 失 (△) (百万円) | | △570 | 2,997 | 16,508 | 15,106 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益または 当期純損失 (△) (百万円) | | △5,413 | 2,961 | 10,292 | 9,700 |
| 1株当たり当期純利益 または当期純損失 (△) (円) | | △48.81 | 267.70 | 931.89 | 876.81 |
| 純 資 産(百万円) | | 30,810 | 33,906 | 42,734 | 51,654 |
| 総 資 産(百万円) | | 53,895 | 57,656 | 73,960 | 77,939 |

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均株式数に基づいて算出しております。

2. 2017年7月1日を効力発生日として普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施したため、第159期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益または当期純損失(△)を算出しております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

| 区 分 | 年 度 | 2016年度 第158期 | 2017年度 第159期 | 2018年度 第160期 | 2019年度 第161期 (当事業年度) |
|-------------------------------------|-----|-----------------|-----------------|-----------------|----------------------------|
| 売 上 高(百万円) | | 12,906 | 15,738 | 34,072 | 32,492 |
| 経 常 利 益 また は 経 常 損 失 (△) (百万円) | | △1,390 | 1,827 | 14,388 | 13,243 |
| 当期純利益または 当期純損失 (△) (百万円) | | △5,778 | 2,507 | 9,534 | 9,536 |
| 1株当たり当期純利益 または当期純損失 (△) (円) | | △52.10 | 226.71 | 863.21 | 862.04 |
| 純 資 産(百万円) | | 22,985 | 25,308 | 33,010 | 41,422 |
| 総 資 産(百万円) | | 31,908 | 35,244 | 51,142 | 55,321 |

(注) 1. 1株当たり当期純利益または当期純損失(△)は期中平均株式数に基づいて算出しております。

2. 2017年7月1日を効力発生日として普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施したため、第159期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益または当期純損失(△)を算出しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

(2019年12月31日現在)

| 会 社 名 | 資 本 金 | 当社の出資比率(注) | 主 要 な 事 業 内 容 |
|----------------------------------|------------|---------------|------------------------------|
| 日本カーボンエンジニアリング株式会社 | 48百万円 | 100.0 | 炭素製品の販売および製造 機械器具の販売および製造 |
| 株 式 会 社 日 花 園 | 16百万円 | 100.0 | その他 |
| 中 央 炭 素 股 份 有 限 公 司 | 23百万新台幣ドル | 60.0 | 炭素製品の販売および製造 |
| 新日本テクノカーボン株式会社 | 493百万円 | 50.0 | 炭素製品の販売および製造 |
| 株 式 会 社 N T C M | 60百万円 | 0.0 (50.0) | 炭素製品の製造 |
| NGSアドバンスファイバー株式会社 | 1,150百万円 | 50.0 | 炭化けい素製品の販売および製造 |
| Nippon Carbon Europe GmbH | 25,000 ユーロ | 100.0 | 炭素製品の販売 |
| NIPPON CARBON OF AMERICA, LLC | 750,000ドル | 100.0 | 炭素製品の販売 |
| Nippon Carbon Shanghai Co., Ltd. | 3,000,000元 | 100.0 | 炭素製品の販売 |

(注) 1. 2019年4月に連結子会社Nippon Carbon Shanghai Co., Ltd.を設立いたしました。

2. 当社の出資比率の()内は、間接所有を含めた出資比率で内数であります。

(7) 主要な事業内容 (2019年12月31日現在)

当社グループの事業および主要製品は、次のとおりであります。

| 事業区分 | 部門 | 主要製品 |
|---------------|------------|--|
| 炭素製品 関連事業 | 電極部門 | 電気製鋼炉用人造黒鉛電極、黒鉛粉 |
| | ファイン 部門 | カーボン（汎用炭素繊維および黒鉛繊維）、CCM（炭素繊維強化炭素複合材料）、SCカーボン（高性能複合摺動材料）、カーベスト（含樹脂黒鉛繊維製パッキング）、ニカフィルム（可撓性黒鉛シール材）、半導体用高純度および超高純度等方性黒鉛、電刷子、放電加工用電極、カーボン治具、ベスコート（SiCコート黒鉛製品）、機械用カーボン、原子炉用高純度黒鉛、電解用電極、高温炉内カーボン部品、その他の特殊炭素製品、リチウムイオン電池負極材、ニカピース（導電性フィラー、微量分析用材料）、レスボン（化学構造用不浸透黒鉛製品） |
| 炭化けい素 製品事業 | | ニカロン（炭化けい素連続繊維）、ハイニカロン、ハイニカロン・タイプS（超耐熱性炭化けい素連続繊維） |
| その他の 事業 | | 産業機械の製造および修理、不動産賃貸、駐車場経営 |

(8) 主要な営業所および工場等 (2019年12月31日現在)

① 当社の事業所

本社（東京都中央区）、大阪支店（大阪市北区）、名古屋営業所（名古屋市中区）、韓国連絡事務所（大韓民国ソウル市）

富山工場（富山県富山市）、滋賀工場（滋賀県近江八幡市）、白河工場（福島県白河市）、研究所（滋賀県近江八幡市）

② 子会社の事業所

（国内）日本カーボンエンジニアリング株式会社（富山県富山市）、新日本テクノカーボン株式会社（宮城県黒川郡）、株式会社NTCM（宮城県黒川郡）、NGSアドバンスファイバー株式会社（富山県富山市）、株式会社日花園（滋賀県近江八幡市）

（海外）中央炭素股份有限公司（中華民国台北市）、Nippon Carbon Europe GmbH（Bonn, Germany）、NIPPON CARBON OF AMERICA, LLC（Humble, TX, USA）、Nippon Carbon Shanghai Co., Ltd.（Shanghai, China）

招集
通知

事業
報告

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

(9) 従業員の状況 (2019年12月31日現在)

| 事業セグメント | 従業員数 (人) | 前期末比増減数 (人) |
|-----------|----------|-------------|
| 炭素製品関連事業 | 541 (89) | 13 (△1) |
| 炭化けい素製品事業 | 73 (5) | 4 (1) |
| その他の事業 | 50 (3) | 1 (0) |
| 合計 | 664 (97) | 18 (0) |

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 2. 従業員数は当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外からの受入出向者を含めて記載しております。

(10) 主要な借入先 (2019年12月31日現在)

| 借入先 | 借入残高 |
|--------------|-------|
| | 百万円 |
| 株式会社みずほ銀行 | 4,707 |
| 株式会社三井住友銀行 | 2,306 |
| 株式会社横浜銀行 | 1,503 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 900 |
| 株式会社滋賀銀行 | 570 |

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 11,105,766株 (自己株式726,738株を除く)
 (3) 株主数 16,734名
 (4) 大株主

| 株 主 名 | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|---|---------|---------|
| | 株 | % |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行 | 551,748 | 4.97 |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社 | 379,079 | 3.41 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 313,900 | 2.83 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 243,400 | 2.19 |
| T H E B A N K O F N E W Y O R K 1 3 3 9 7 2 | 212,600 | 1.91 |
| 住 友 商 事 株 式 会 社 | 210,700 | 1.90 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 208,200 | 1.87 |
| 野 村 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口) | 184,200 | 1.66 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 136,800 | 1.23 |
| 株 式 会 社 横 浜 銀 行 | 131,984 | 1.19 |

(注) 持株比率は自己株式(726,738株)を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2017年3月29日開催の第158回定時株主総会決議に基づき、取締役の中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」を導入しております。

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規定に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

(2019年12月31日現在)

| 会社における地位 | 氏名 | 担当および重要な兼職の状況 |
|----------|-------|--|
| 代表取締役会長 | 本橋義時 | 株式会社オリエンタルコンサルタンツホールディングス社外取締役 オーエスジー株式会社社外取締役監査等委員 |
| 代表取締役社長 | 宮下尚史 | |
| 取締役副社長 | 美浦敬一 | |
| 取締役 | 高橋明人 | |
| 取締役 | 富川正 | |
| 常勤監査役 | 館和行 | |
| 常勤監査役 | 荒木繁 | |
| 監査役 | 佐々木光雄 | |

- (注) 1. 取締役高橋明人氏および富川正氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役荒木繁氏および佐々木光雄氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役荒木繁氏は、相当期間に亘り金融業務に携わっており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役佐々木光雄氏は、公認会計士および税理士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、取締役高橋明人氏および取締役富川正氏並びに監査役荒木繁氏および監査役佐々木光雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

| 区分 | 支給人員 | 報酬等の額 | 摘要 |
|-----|------|--------|--------------|
| 取締役 | 5名 | 278百万円 | うち社外2名、16百万円 |
| 監査役 | 3名 | 35百万円 | うち社外2名、20百万円 |
| 合計 | 8名 | 314百万円 | |

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役 高橋 明人

ア. 他の法人等の社外役員の兼任状況および当社との関係

株式会社オリエンタルコンサルタンツホールディングスの社外取締役およびオーエスジー株式会社社外取締役監査等委員であります。

当該各会社と当社との間に取引等はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席状況および発言状況

取締役会への出席率は90%であり、弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役高橋明人氏とは会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

② 取締役 富川 正

ア. 他の法人等の社外役員の兼任状況および当社との関係

他の法人等の社外役員の兼任はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席状況および発言状況

取締役会への出席率は100%であり、長年の企業経営を通じた豊富な経験から必要な意見、発言を行っております。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役富川正氏とは会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 監査役 荒木 繁

ア. 他の法人等の社外役員の兼任状況および当社との関係

他の法人等の社外役員の兼任はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会への出席状況および発言状況

出席率は100%であり、必要な意見、発言を行っております。

(イ) 監査役会への出席状況および発言状況

出席率は100%であり、監査結果についての意見交換、監査に関する協議などを行っております。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役荒木繁氏とは会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

④ 監査役 佐々木 光雄

ア. 他の法人等の社外役員の兼任状況および当社との関係

他の法人等の社外役員の兼任はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会への出席状況および発言状況

出席率は100%であり、公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。

(イ) 監査役会への出席状況および発言状況

出席率は100%であり、監査結果についての意見交換、監査に関する協議などを行っております。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役佐々木光雄氏とは会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| | 支払額 |
|---------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 46百万円 |
| 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 | 53百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないことから、上記金額はこれらの合計額を記載しています。

2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間および監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意判断をしています。

3. 当社の重要な子会社のうち中央炭素股份有限公司については、当社の会計監査人と同一のネットワークに属するDeloitte Taiwanの監査証明を受けています。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」の適用による会計方針の検討に関する助言・指導業務を委託し対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2019年12月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|--------------------|---------------|--------------------------|---------------|
| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
| 流 動 資 産 | 50,607 | 流 動 負 債 | 20,725 |
| 現金及び預金 | 17,852 | 支払手形及び買掛金 | 5,821 |
| 受取手形及び売掛金 | 14,010 | 短期借入金 | 8,390 |
| 商品及び製品 | 9,153 | 設備関係支払手形 | 1,620 |
| 仕掛品 | 4,829 | 未払法人税等 | 1,995 |
| 原材料及び貯蔵品 | 4,220 | 賞与引当金 | 214 |
| その他の流動資産 | 562 | 役員賞与引当金 | 96 |
| 貸倒引当金 | △20 | 工場移転関連費用引当金 | 317 |
| 固 定 資 産 | 27,332 | その他の流動負債 | 2,268 |
| 有 形 固 定 資 産 | 18,820 | 固 定 負 債 | 5,559 |
| 建物及び構築物 | 7,144 | 長期借入金 | 3,637 |
| 機械装置及び炉 | 6,775 | 繰延税金負債 | 569 |
| 車両及び工具器具備品 | 555 | 退職給付に係る負債 | 757 |
| 土地 | 3,523 | 役員退職慰労引当金 | 43 |
| 建設仮勘定 | 821 | 役員株式給付引当金 | 70 |
| 無 形 固 定 資 産 | 160 | 環境対策引当金 | 28 |
| 投資その他の資産 | 8,351 | 資産除去債務 | 62 |
| 投資有価証券 | 6,044 | その他の固定負債 | 390 |
| 繰延税金資産 | 371 | 負 債 合 計 | 26,284 |
| その他の投資 | 1,946 | 純 資 産 の 部 | |
| 貸倒引当金 | △10 | 株 主 資 本 | 43,028 |
| 資 産 合 計 | 77,939 | 資 本 金 | 7,402 |
| | | 資 本 剰 余 金 | 7,857 |
| | | 利 益 剰 余 金 | 29,689 |
| | | 自 己 株 式 | △1,921 |
| | | その他の包括利益累計額 | 2,112 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 2,129 |
| | | 為替換算調整勘定 | 49 |
| | | 退職給付に係る調整累計額 | △66 |
| | | 非支配株主持分 | 6,513 |
| | | 純 資 産 合 計 | 51,654 |
| | | 負 債 及 び 純 資 産 合 計 | 77,939 |

※記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自2019年1月1日)
(至2019年12月31日)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|-----------------|--------|
| 売上高 | 44,931 |
| 売上原価 | 24,703 |
| 売上総利益 | 20,228 |
| 販売費及び一般管理費 | 5,401 |
| 営業利益 | 14,827 |
| 営業外収益 | |
| 受取利息 | 2 |
| 受取配当金 | 121 |
| 助成金収入 | 169 |
| 受取保険金 | 475 |
| その他の営業外収益 | 185 |
| 953 | |
| 営業外費用 | |
| 支払利息 | 80 |
| 為替差損 | 18 |
| 固定資産除却損 | 265 |
| 休止固定資産減価償却費 | 120 |
| 持分法による投資損失 | 15 |
| その他の営業外費用 | 174 |
| 674 | |
| 経常利益 | 15,106 |
| 特別損失 | |
| 火災損失 | 655 |
| 655 | |
| 税金等調整前当期純利益 | 14,450 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 4,177 |
| 法人税等調整額 | 123 |
| 4,300 | |
| 当期純利益 | 10,150 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | 449 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 9,700 |

※記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

貸借対照表

(2019年12月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|---------------|--------------------------|---------------|
| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
| 流 動 資 産 | 36,148 | 流 動 負 債 | 12,044 |
| 現金及び預金 | 14,514 | 支払手形 | 704 |
| 受取手形 | 1,037 | 買掛金 | 3,446 |
| 売掛金 | 9,198 | 短期借入金 | 3,600 |
| 商品及び製品 | 7,445 | 未払金 | 598 |
| 仕掛品 | 953 | 未払費用 | 298 |
| 原材料及び貯蔵品 | 2,574 | 未払法人税等 | 1,643 |
| 前払費用 | 99 | 設備関係支払手形 | 1,017 |
| 短期貸付金 | 72 | 役員賞与引当金 | 89 |
| その他の流動資産 | 253 | 賞与引当金 | 134 |
| 固 定 資 産 | 19,172 | 工場移転関連費用引当金 | 290 |
| 有形固定資産 | 9,219 | その他の流動負債 | 222 |
| 建物及び構築物 | 2,330 | 固 定 負 債 | 1,854 |
| 機械装置及び炉 | 2,768 | 長期借入金 | 407 |
| 車両及び工具器具備品 | 314 | 繰延税金負債 | 650 |
| 土地 | 3,166 | 退職給付引当金 | 333 |
| 建設仮勘定 | 639 | 役員株式給付引当金 | 70 |
| 無形固定資産 | 77 | 環境対策引当金 | 0 |
| ソフトウェア | 70 | 長期預り保証金 | 264 |
| その他の無形固定資産 | 7 | 資産除去債務 | 59 |
| 投資その他の資産 | 9,875 | その他の固定負債 | 66 |
| 投資有価証券 | 4,802 | 負 債 合 計 | 13,899 |
| 関係会社株式 | 3,201 | 純 資 産 の 部 | |
| 長期前払費用 | 235 | 株 主 資 本 | 39,310 |
| その他の投資 | 1,641 | 資本剰余金 | 7,402 |
| 貸倒引当金 | △4 | 資本準備金 | 1,851 |
| 資 産 合 計 | 55,321 | その他資本剰余金 | 6,006 |
| | | 利 益 剰 余 金 | 25,971 |
| | | その他利益剰余金 | 25,971 |
| | | 繰越利益剰余金 | 25,971 |
| | | 自 己 株 式 | △1,921 |
| | | 評価・換算差額等 | 2,112 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 2,112 |
| | | 純 資 産 合 計 | 41,422 |
| | | 負 債 及 び 純 資 産 合 計 | 55,321 |

※記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自2019年1月1日)
(至2019年12月31日)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | |
|--------------|-------|--------|
| 売上高 | | 32,492 |
| 売上原価 | | 15,373 |
| 売上総利益 | | 17,118 |
| 販売費及び一般管理費 | | 4,019 |
| 営業利益 | | 13,099 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 1 | |
| 受取配当金 | 401 | |
| その他の営業外収益 | 151 | 555 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 26 | |
| 固定資産除却損 | 259 | |
| 為替差損 | 21 | |
| その他の営業外費用 | 104 | 411 |
| 経常利益 | | 13,243 |
| 税引前当期純利益 | | 13,243 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 3,569 | |
| 法人税等調整額 | 136 | 3,706 |
| 当期純利益 | | 9,536 |

※記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年2月10日

日本カーボン株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森谷 和正 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中島 達弥 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本カーボン株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本カーボン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年2月10日

日本カーボン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森谷 和正 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中島 達弥 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本カーボン株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの第161期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年1月1日から2019年12月31日までの第161期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役及びその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日 企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年2月13日

日本カーボン株式会社 監査役会

常勤監査役 舘 和 行 ㊟

常勤監査役（社外監査役） 荒 木 繁 ㊟

監 査 役（社外監査役） 佐々木 光 雄 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重視しておりますが、今第161期の期末配当につきましては、内部留保に配慮しつつ、長期的かつ安定的な配当を実施するという基本方針に基づき、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金100円
配当総額1,110,576,600円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年3月30日

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役の候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況 | 所有する 当社の株式数 |
|--|--|---|----------------|
| 1 | もと はし よし じ 本 橋 義 時 (1948年5月10日生) | 1972年4月 当社入社 2008年10月 当社執行役員生産技術本部滋賀工場長 2009年3月 当社取締役生産技術本部滋賀工場長 2011年1月 当社常務取締役生産技術本部富山工場長 2013年1月 当社常務取締役生産技術本部長兼生産技術部長 2014年2月 当社代表取締役副社長兼生産技術本部長兼生産技術部長 2015年3月 当社代表取締役副社長兼生産技術本部長兼生産技術部長兼開発本部長 2017年1月 当社代表取締役会長（現任） （現在に至る） | 6,600株 |
| （取締役候補者とした理由） 当社入社以来、製造部門を幅広く経験し、主力工場である滋賀工場長、富山工場長を歴任し、また、開発本部長としては新製品開発の陣頭指揮を執るなど、豊富な経験と実績を有しております。これらの経験や実績を当社経営に活かすことが出来ると判断し取締役候補者といたしました。 | | | |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生 年 月 日) | 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況 | 所 有 す る 当社の株式数 |
|---|--|---|-------------------|
| 2 | みや した たか ふみ 宮 下 尚 史 (1964年2月8日生) | 1992年6月 当社入社 2011年1月 当社執行役員営業本部F C販売第1部長兼 大阪支店長 2011年11月 当社執行役員営業本部F C販売第1部長兼 F C販売第2部長兼大阪支店長 2012年1月 当社執行役員営業本部副本部長兼F C販売 第1部長兼F C販売第2部長 2012年3月 当社取締役営業本部副本部長兼F C販売第 1部長兼F C販売第2部長 2013年1月 当社取締役営業本部長兼F C販売第1部長 兼F C販売第2部長 2013年9月 当社取締役営業本部長兼F C販売第1部長 2015年1月 当社常務取締役営業本部長兼F C販売部長 2016年1月 当社専務取締役営業・企画本部長 2017年1月 当社代表取締役社長（現任） （現在に至る） | 1,400株 |
| (取締役候補者とした理由) 当社入社以来、営業部門を幅広く経験し、事業拡大の中心的役割を担ってきました。また、企画部門のトップとしても海外事業進出や経営計画策定などを主導しました。これらの経験や実績を当社経営に活かすことが出来ると判断し取締役候補者といたしました。 | | | |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況 | 所有する 当社の株式数 |
|--|--|--|----------------|
| 3 | <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立役員</div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 5px;"> <small>たか</small> <small>はし</small> <small>あき</small> <small>と</small> <small>高</small> <small>橋</small> <small>明</small> <small>人</small> (1975年3月30日生) </p> | <p>2000年4月 弁護士登録</p> <p>2005年4月 ニューヨーク州弁護士登録</p> <p>2009年9月 高橋・片山法律事務所開設</p> <p>2010年12月 株式会社興人ホールディングス(旧株式会社興人) 監査役(社外監査役)</p> <p>2012年3月 当社社外監査役</p> <p>2012年12月 株式会社オリエンタルコンサルタンツホールディングス(旧株式会社ACKグループ) 監査役(社外監査役)</p> <p>2015年3月 当社社外監査役退任</p> <p>2015年3月 当社社外取締役(現任)</p> <p>2015年12月 株式会社オリエンタルコンサルタンツホールディングス(旧株式会社ACKグループ) 取締役(社外取締役)(現任)</p> <p>2018年2月 オーエスジー株式会社 取締役監査等委員(社外取締役)(現任) (現在に至る)</p> | 0株 |
| <p>(社外取締役候補者とした理由)</p> <p>同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的知識、経験等を客観的な立場から当社経営に活かし、企業価値向上とコーポレートガバナンスの一層の充実を図っていただくため、社外取締役候補者といたしました。</p> | | | |

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況 | 所有する 当社の株式数 |
|---|--|---|----------------|
| 4 | <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立役員</div> </div> 加藤 丈夫 (1952年11月3日生) | 1975年4月 株式会社アルバック(旧日本真空技術株式会社)入社 2006年9月 同社取締役 2013年7月 アルバック東北株式会社代表取締役社長 2018年9月 株式会社アルバック顧問 (現在に至る) | 0株 |
| (社外取締役候補者とした理由) 企業経営その他幅広い分野での豊富な経験と優れた見識を客観的立場から当社経営に活かし、企業価値向上とコーポレートガバナンスの一層の充実を図っていただくため、社外取締役候補者いたしました。 | | | |

- (注) 1. 加藤丈夫氏は新任の社外取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 高橋明人氏および加藤丈夫氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は高橋明人氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。高橋明人氏が社外取締役に選任された場合は、引き続き独立役員として届け出る予定であります。また、加藤丈夫氏が社外取締役に選任された場合は、同様に独立役員として届け出る予定であります。
4. 高橋明人氏は、現在当社の社外取締役であります。当社の社外役員としての在任期間は本總會終結の時をもって8年となります。
5. 高橋明人氏は、会社法第427条第1項により、当社との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。また、高橋明人氏が社外取締役に選任された場合は、当社は同氏との当該契約を継続する予定であります。また、加藤丈夫氏の選任が承認された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役館和行氏、荒木繁氏は任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役の候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位および重要な兼職の状況 | 所有する 当社の株式数 |
|-------|------------------------------------|--|----------------|
| 1 | あら き しばら 繁 荒 木 (1956年4月28日生) | 1981年4月 安田信託銀行株式会社入行 2005年7月 みずほ信託銀行株式会社総合基金営業部長 2010年8月 みずほトラストオペレーションズ株式会社常務執行役員 2012年3月 当社常勤監査役(現任) (現在に至る) | 1,000株 |
| 2 | みや ざき あつし 淳 宮 崎 (1959年3月6日生) | 1982年4月 当社入社 2015年4月 ファインカーボン販売部長 2017年1月 執行役員ファインカーボン販売部長 2020年1月 理事ファインカーボン販売部長(現任) (現在に至る) | 100株 |

- (注) 1. 宮崎淳氏は新任の監査役候補者であります。
2. 各監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 荒木繁氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が社外監査役に選任された場合は、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
4. 荒木繁氏は、金融機関における責任ある職歴により、豊富な経験や幅広い見識を有しており、また、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行出来ると判断し社外監査役候補者いたしました。
5. 荒木繁氏は現在、当社の社外監査役であります。監査役の在任期間は本総会終結の時をもって8年となります。
6. 荒木繁氏が監査役に就任した場合は、会社法第427条第1項により、当社との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

本総会開始の時をもって、2019年3月27日開催の第160回定時株主総会において選任いただいた補欠監査役小西勇二氏の予選の効力が失効いたしますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

| 氏名 (生年月日) | 略歴、地位および重要な兼職の状況 | 所有する 当社の株式数 |
|--|--|----------------|
| 小西勇二 (1950年8月1日生) | 1973年4月 株式会社富士銀行入行 2005年4月 みずほ情報総研株式会社常務執行役員 2009年6月 みずほスタッフ株式会社取締役副社長 2013年10月 みずほビジネスパートナー株式会社取締役副社長 2014年6月 みずほ投信投資顧問株式会社非常勤監査役 2014年6月 キョーリン製薬ホールディングス株式会社社外監査役 2017年6月 アクリーティブ株式会社取締役監査等委員 (現在に至る) | 0株 |
| (補欠の社外監査役候補者とした理由) | | |
| 長年にわたる金融機関での経験や、企業経営の豊富な経験と優れた見識を有しており、これらを当社の経営全般の監視に活かしていただくため、補欠の社外監査役候補者といたしました。 | | |

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 小西勇二氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 小西勇二氏が監査役に就任した場合は、会社法第427条第1項により、当社との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

第5号議案 当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）更新の件

当社は、2019年3月27日開催の第160回定時株主総会における株主の皆様のご承認を得て、当社の企業価値の向上および会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に反すると判断される当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）を導入しておりますが、その有効期間は、本定時株主総会の終結の時をもって満了いたします。

当社は、2020年2月10日開催の取締役会において、当社取締役全員の賛成により、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）を更新することを決定いたしました。上記を決定した取締役会には、当社監査役会として、当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の具体的運用が適正に行われることを条件に、当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の更新に異議はない旨の意見表明がなされました。

本議案は、当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）を更新することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の内容は別紙に記載のとおりであります。

以 上

(別紙)

当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）

1. 当社の企業価値の向上および会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に向けた取組みについて

(1) 当社の企業価値の源泉について

当社の企業価値の源泉は、1915年（大正4年）の創業以来①わが国カーボン工業のパイオニア またリーディングカンパニーとして、蓄積してきた経験とノウハウに基づいたカーボン製品に関する総合的な技術力、②カーボンのすぐれた特性を活かし、お客様の幅広いニーズにきめ細かく応えることのできる、人造黒鉛電極、特殊炭素製品、炭素繊維複合材料、レスボン製品、リチウムイオン電池負極材、炭化けい素連続繊維製品など、高品質・高性能で豊富な製品群、③取引先との強固かつ長期的な信頼関係、④独自技術を持つ人材の能力発揮に基づく最先端かつ独創的な製品開発力、および⑤健全な財務体質にあります。

(2) コーポレート・ガバナンスの取組みの強化

当社の取締役会においては、意思決定および取締役の業務執行の監督を行っております。業務執行を迅速かつ効率的に行うため、内部統制機能の充実、職務権限規定等の運用を行うことにより、その実効性を図っております。また、コンプライアンスを含むリスク管理、経営の透明性確保や公正な情報開示等の取組みを行っております。

現在、取締役5名のうち2名を社外取締役で構成し、さらに監査役会、会計監査人による監査体制をとることで、経営監督機能の強化・充実に努めております。

また、監査役3名のうち、2名は独立性を有する社外監査役とし、一般株主と利益相反の生じる恐れがない独立役員として株式会社東京証券取引所に届け出ております。

更に、当社取締役の任期を1年とすることにより、業務執行の監視体制の強化を図っております。今後とも当社のガバナンス体制のより一層の強化を進めてまいります。

当社は、以上に関連する諸施策を実行し、当社の企業価値の向上および会社の利益ひいては株主共同の利益の実現を図ってまいります。

2. 企業価値の向上および会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に反する株券等の大量買付行為の存在

以上のとおり、当社は、企業価値の向上および会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に全力で取り組む所存ですが、近年の資本市場においては、株主の皆様には十分な検討時間を与えず、また対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意などのプロセスを経ることなく、突如として株券等の大量買付行為（下記4 (3) イ.に定義します。以下同じとします。）を強行するといった動きも見受けられます。

もとより株券等の大量買付行為は、たとえそれが買収対象である会社の経営陣の賛同を得ないものであっても、当該会社の資産の効率的な運用につながり、企業価値の向上および会社の利益ひいては株主共同の利益の実現をもたらすものであれば、何ら否定されるべきものではないと考えます。

しかし、このような株券等の大量買付行為の中には、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、専ら当該会社の株価を上昇させて当該会社の株券等を高値で会社関係者等に引き取らせる目的で行うものなど、企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく損なうことが明白ないわゆる「濫用的買収」が存在する可能性があることは否定できません。

3. 本プラン更新の必要性

こうした中で、当社の企業価値を向上させ、会社の利益ひいては株主共同の利益を実現するためには、①高い技術力・開発力と人格を兼ね備えた社員の育成、②創業以来のノウハウや実績などを結集した、質の高いサービスの提供の継続、③長年にわたり培ってきた顧客および高い加工能力を有するグループ会社などとの信頼関係・連携の維持、④顧客・現場重視の企業文化および健全な財務体質の維持が必要不可欠であり、これらが当社株券等の大量買付行為を行う者により確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益は毀損される可能性があります。

特に、当社の主要事業である、カーボン製品は、常に新たな分野への用途開発や新素材開発が大切であり、経営方針が業績に反映されるには中長期間を要するため、経営方針についても中長期的な視点が必要不可欠であり、短期的成果配分を目指す経営方針では、企業基盤の存立を危うくし、企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益は毀損されることになりかねません。

さらに、大量買付行為が行われる際には、当社グループの有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、その他当社グループの企業価値を構成する事項など、様々な事項を株主の皆様が適切に把握し、当該買収が当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益に及ぼす影響を判断していただく必要があります。

こうした事情に鑑み、当社取締役会は、当社株券等に対する大量買付行為が行われた際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために当該買収者に対する協議・交渉等を行うことを可能としたりすることにより、当社の企業価値の向上および株主共同の利益を実現するための合理的な枠組みとして、下記4. 「本プランの内容」以下にその詳細を記載する本プランの更新が必要であると判断しました。

なお、現在当社は、買収の具体的な脅威に晒されているわけではありません。当社の直近の大株主の状況等は別紙1「大株主の状況等」のとおりであり、個人や金融機関を中心に株主は広く分散しております。

4. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

本プランは、大量買付者（下記（3）イ.に定義します。）が大量買付行為を行うにあたり、所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従わない大量買付行為がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権の無償割当ての方法（会社法第277条以下に規定されています。）により、当社取締役会が定める一定の日における株主に対して新株予約権を無償で割り当てるものです。また、会社法その他の法令および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には、当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

本プランに従って割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）には、①大量買付者およびその関係者による行使を禁止する行使条件や、②当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者およびその関係者以外の株主の皆様へ当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されております。本新株予約権の詳細については、下記（4）「対抗措置の概要」をご参照ください。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者およびその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希薄化される可能性があります。

なお、本プランに従って対抗措置を機動的に実施するため、新株予約権の発行登録を行うことがあります。

当社は、本プランにつき株式会社東京証券取引所の規則に基づき適時開示を行うとともに、当社のホームページ（<http://www.carbon.co.jp/>）に本プランを掲載いたします。

(2) 本プランの更新手続－本定時株主総会における承認

本プランは、当社現行定款第15条に基づくものでありますが、本プランの更新にあたり株主の皆様のご意思を適切に反映するため、同条の規定に基づき、本定時株主総会における決議によるご承認をいただくことを条件とします。

(3) 本プランに基づく対抗措置の発動に係る手続

イ. 対象となる大量買付行為

当社は、当社取締役会が別途定める場合を除き、以下の①もしくは②に該当する行為またはこれらに類似する行為（ただし、当社取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行いまは行おうとする者を以下「大量買付者」といいます。）がなされ、またはなされようとする場合には、本プランに基づく対抗措置の発動を検討いたします。

- ① 当社が発行者である株券等*1について、保有者*2の株券等保有割合*3が20%以上となる買付け
- ② 当社が発行者である株券等*4について、買付け*5を行う者の株券等所有割合*6およびその特別関係者*7の株券等所有割合の合計が20%以上となる当該株券等の買付け

- *1 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。本書において別段の定めがない限り同じとします。
- *2 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において別段の定めがない限り同じとします。
- *3 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。本書において別段の定めがない限り同じとします。
- *4 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。②において同じとします。
- *5 買付けその他の有償の譲受けをいい、金融商品取引法施行令第6条第3項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。本書において別段の定めがない限り同じとします。
- *6 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。本書において別段の定めがない限り同じとします。
- *7 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本書において別段の定めがない限り同じとします。

ロ. 本プランの公表および大量買付者に対する情報提供の要求

大量買付者には、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、大量買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、大量買付行為の内容の検討に必要な以下の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）を記載した、本プランに定める手続を遵守する旨の意向表明を含む日本語による買付提案書を、当社の定める書式により提出していただきます。なお、買付提案書には、商業登記簿謄本、定款の写しその他大量買付者の存在を証明する書類を添付していただきます。

当社取締役会は、上記買付提案書を受領した場合、速やかにこれを下記ニ. に定める独立委員会に提供するものとします。大量買付者から提供していただいた情報では、当該大量買付行為の内容および態様等に照らして、株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途要求する追加の情報を大量買付者から日本語で提供していただきます（ただし、当社取締役会は、大量買付者の属性、大量買付者が提案する大量買付行為の内容、本必要情報の内容および性質等に鑑み、株主の皆様が買収の是非を適切に判断し、当社取締役会が評価・検討等を行うために必要な水準を超える追加情報提供の要求を行わないこととします。）。かかる追加情報提供の要求は、適宜回答期限（原則として60日を上限とします。）を定めた上で、上記買付提案書受領後またはその後の追加情報受領後10日以内に行うこととします。

- i. 大量買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、業務内容、財務内容、および当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報等を含みます。）
- ii. 大量買付者およびそのグループが現に保有する当社の株券等の数、ならびに買付提案書提出日前60日間における大量買付者の当社の株券等の取引状況
- iii. 大量買付行為の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大量買付行為の後における当社の株券等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第1項、同法施行令第14条の8の2第1項および株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等を意味します。）を行うことその他の目的がある場合には、その旨および概要を含みます。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）、方法および内容（大量買付行為による取得を予定する当社の株券等の種類および数、大量買付行為の対価の額および種類、大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性ならびに大量買付行為の実行の可能性等を含みます。）
- iv. 大量買付行為の価格の算定根拠（算定の前提となる事実および仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに大量買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジ－の額およびその算定根拠等を含みます。）の概要
- v. 大量買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的な提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）

- vi. 大量買付行為の後の当社グループの経営方針、経営者候補（当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策および資産活用策（ただし、大量買付者による買収提案が、少数株主が残存しない100%の現金買収の場合、本号の情報の提供については概略のみで足りることとします。）
- vii. 大量買付行為の後の当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社グループに係る利害関係者の処遇方針
- viii. 大量買付行為のために投下した資本の回収方針
- ix. 反社会的勢力またはテロ関連組織との関連性の有無（直接的であるか間接的であるかを問いません。）および関連性が存在する場合にはその内容
- x. その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、大量買付者が出現したことを当社取締役会が認識した場合はその事実について、また、買付提案書または追加情報を受領した場合はその受領の事実について、直ちに株主の皆様等に情報開示を行います。大量買付者から当社取締役会に提供された情報の内容等については、株主の皆様等の判断に必要であると当社取締役会が判断する時点で、その全部または一部につき株主の皆様等に情報開示を行います。

ハ. 当社取締役会の検討手続

当社取締役会は、大量買付者から提出された本必要情報につき、株主の皆様が買収の是非を適切に判断し、当社取締役会が評価・検討等を行うために必要な水準を満たしていると判断した場合は、その旨ならびに下記記載の取締役会評価期間の始期および終期を、直ちに大量買付者および独立委員会に通知し、株主の皆様等に情報開示を行います。当社取締役会は、大量買付者に対する当該通知の発送日の翌日から原則として60日以内（以下「取締役会評価期間」といいます。）に、必要に応じて、当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、その他の専門家を含みます。）の助言を得ながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、下記二. に定める独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、大量買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大量買付者に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様等に情報開示を行います。また、必要に応じて、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様等に代替案を提示することもあります。

大量買付者は、この取締役会評価期間の経過、または下記へ.iii.に定めるとおり当社取締役会が株主総会を開催することを決定した場合には、当該株主総会における株主の皆様のご判断に従って行う当社取締役会の決議後においてのみ、大量買付行為を開始することができるものとします。ただし、下記ト. に定める不発動決定通知を受領した場合は、大量買付者は、同通知を受領した日の翌営業日から、大量買付行為を行うことが可能となります。

ニ. 独立委員会の設置

本プランに定めるルールに従って一連の手続が遂行されたか否か、ならびに、本プランに定めるルールが遵守された場合に当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を確保し、または向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性および公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとします。独立委員会は、3名以上の委員より構成され、委員は、当社取締役会が当社の社外監査役および社外有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）の中から選任するものとします。

本プラン更新時の独立委員会の委員には、別紙2「独立委員会委員の氏名および略歴」記載の各氏を予定しております。独立委員会規則の概要は、別紙3「独立委員会規則の概要」に記載のとおりです。また、独立委員会の判断の概要については、適時かつ適切に株主の皆様等に情報開示を行います。

ホ. 対抗措置の発動の手続

当社取締役会が対抗措置の発動を判断するにあたっては、その判断の合理性および公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて、当社の費用で、当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、その他の専門家を含みます。）の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものといたします。

また、当社取締役会が対抗措置を発動するに際しては、社外監査役全員を含む当社監査役全員の賛成を得た上で、当社取締役全員の一致により発動の決議をすることといたします。当社取締役会は、当該決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに株主の皆様等に情報開示を行います。

なお、当社取締役会は、独立委員会に対する上記諮問に加え、大量買付者の提供する本必要情報に基づき、必要に応じて、当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、その他の専門家を含みます。）の助言を得ながら、当該大量買付者および当該大量買付行為の具体的内容ならびに当該大量買付行為が当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益に与える影響等を評価・検討等した上で、対抗措置の発動の是非を判断するものとします。

さらに、下記へ.iii.に定めるとおり、下記へ.iii.の場合で、当社取締役会が大量買付行為に対する対抗措置を発動するか否かの判断を行うにあたり、株主の皆様意思を直接確認することが実務上適切と判断するときは、当該大量買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様意思を確認するための株主総会を開催することもできるものとします。

へ. 対抗措置の発動の条件

i. 大量買付者が本プランに定める手続に従わずに大量買付行為を行いまたは行おうとする場合

当社取締役会は、大量買付者が本プランに定める手続に従わず、大量買付行為を行い、または行おうとする場合、大量買付行為の具体的な条件・方法等の如何を問わず、当該大量買付行為が当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであるとみなし、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を確保しまたは向上させるために必要かつ相当な対抗措置を講じることといたします。

ii. 大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行いまたは行おうとする場合

大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行いまたは行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大量買付行為に反対であり、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う場合であっても、原則として、当該大量買付行為に対する対抗措置は講じません。大量買付者の当社株券等の大量買付行為に関する提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大量買付行為に関する本必要情報およびそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行い、または行おうとする場合であっても、当社取締役会が、大量買付者の大量買付行為の内容を検討し、大量買付者との協議、交渉等を行った結果、当該大量買付者の買付提案に基づく大量買付行為が、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると認められた場合には、取締役会評価期間の開始または終了にかかわらず、当社取締役会は、独立委員

会による勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を確保し、または向上させるために、必要かつ相当な対抗措置を講じることがあります。具体的には、以下に掲げるいずれかの類型に該当し、かつ発動が必要かつ相当と判断される場合には、原則として、当該買付提案に基づく大量買付行為は当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものに該当すると考えます。

- (i) 高値買取要求を狙う買収である場合
- (ii) 重要な資産・技術情報等を廉価に取得する等、会社の犠牲の下に大量買付者の利益実現を狙う買収である場合
- (iii) 会社資産を債務の担保や弁済原資として流用することにより、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収である場合
- (iv) 会社の高額資産を処分させ、その処分利益で一時的に高配当をさせるか、一時的に高配当による株価急上昇の機会を狙って高値で売り抜けることにより、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収である場合
- (v) 当社の株券等の買付条件が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切な買収である場合
- (vi) 最初の買付けで全株券等の買付けの申込みを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付けを行うなど、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがある買収である場合
- (vii) 大量買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大量買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後する場合
- (viii) 大量買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切である場合
- (ix) 前各号のほか、以下のいずれも満たす買収である場合
 - a. 当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するおそれがあることが客観的かつ合理的に推認される場合
 - b. 当該時点で対抗措置を発動しない場合には、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益が著しく害されることを回避することができないか、またはそのおそれがある場合

iii. 株主総会の開催

上記 ii. のとおり、大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行い、または行おうとする場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、大量買付行為に対する対抗措置発動の是非を決議することを原則としますが、大量買付者による大量買付行為の内容、株主総会の開催に要する時間等諸般の事情を考慮の上、法令および当社取締役の善管注意義務等に鑑みて、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様を直接確認することが実務上適切と判断するときは、当社取締役会は、株主総会を招集し、出席株主（議決権行使書により議決権行使を行う株主を含みます。）の皆様の議決権の過半数の賛成をもって、対抗措置の発動に関する株主の皆様を意思を確認することができるものとします。当社取締役会は、株主総会の開催を決定した場合、直ちに当該決定を行った事実およびその理由を株主の皆様等に対して情報開示するとともに、実務上可能な限り速やかに株主総会を招集するものとします。

また、当社取締役会は、株主総会が開催された場合、対抗措置の発動に関して、当該株主総会における株主の皆様のご判断に従うものとします。

なお、大量買付者は、当社取締役会が株主総会の開催を決定した場合には、当該株主総会における株主の皆様のご判断に従って行う当社取締役会の決議がされるまでの間、大量買付行為を開始してはならないものとします。

ト. 当社取締役会による対抗措置の発動・不発動に関する決定

当社取締役会は、上記へ. i. または ii. のいずれの場合も、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、また、上記へ. iii. の場合で、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様を意思を確認するために株主総会が開催された場合には、当該株主総会における株主の皆様のご判断に従って、対抗措置の発動または不発動に関する決定を行います。

当社取締役会は、対抗措置の発動または不発動の決定を行った場合、直ちに当該決定の概要その他当社取締役会が適切と認める事項を大量買付者に通知（不発動の決定に係る通知を、以下「不発動決定通知」といいます。）し、株主の皆様等に情報開示を行います。大量買付者は、取締役会評価期間経過後または上記へ. iii. に定めるとおり当社取締役会が株主総会を開催することを決定した場合には、当該株主総会における株主の皆様のご判断に従って行う当社取締役会（原則として当該株主総会当日に開催するものとします。）の決議後においてのみ、大量買付行為を開始することができるものとします。ただし、当社取締役会から不発動決定通知を受領した場合には、大量買付者は、同通知を受領した日の翌営業日から、大量買付行為を行うことが可能となります。

チ. 当社取締役会による再検討

当社取締役会は、一旦対抗措置を発動すべきか否かについて決定した後であっても、大量買付者が大量買付行為に係る条件を変更した場合や大量買付行為を中止した場合など、当該決定の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、改めて独立委員会に諮問した上で再度審議を行い、独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動または中止に関する決定を行うことができます。また、この場合にも、株主の皆様意思を直接確認することが実務上適切と判断するときは、当該大量買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様意思を確認するための株主総会を開催することができるものとします。

当社取締役会は、かかる決定を行った場合、直ちに当該決定の概要その他当社取締役会が適切と認める事項について、大量買付者に通知し、株主の皆様等に情報開示を行います。

(4) 対抗措置の概要

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置として、原則として、別紙4「日本カーボン株式会社 新株予約権の要項」に従った本新株予約権の無償割当てを行います。本新株予約権は、本新株予約権の無償割当てを決議する当社取締役会において定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における、最終の株主名簿に記載または記録された株主（ただし、当社を除きます。）に対し、その保有株式1株につき新株予約権1個以上で当社取締役会が定める数の割合で割り当てられます。

本新株予約権1個の行使に際して出資される財産（金銭とします。）の価額（行使価額）は金1円とし、本新株予約権1個の行使により、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」といいます。）に対して当社普通株式1株以下で当社取締役会が定める数の当社普通株式が交付されます。なお、当社は、本新株予約権の行使がなされた場合に、当該本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときは、適用法令に従い端数の処理を行います。

ただし、大量買付者およびその関係者は、本新株予約権を行使することができないものとします。

また、当社は、本新株予約権の行使による場合のほか、本新株予約権に付された取得条項に基づき、一定の条件の下で大量買付者およびその関係者以外の本新株予約権者から、当社普通株式と引換えに本新株予約権を取得することができます。なお、当社は一定の条件の下で本新株予約権全部を無償で取得することも可能です。

さらに、本新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認が必要です。

上記(1)に記載のとおり、本新株予約権の無償割当てのほか、会社法その他の法令および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には、当該その他の対抗措置が用いられることがあります。

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置を発動した場合、当社取締役会が適切と認める事項について、適時に株主の皆様等に情報開示を行います。

(5) 本プランの有効期間、廃止および変更

更新後の本プランの有効期間は、本定時株主総会の終結の時から2020年12月期に関する定時株主総会の終結の時までとします。当社の取締役の任期は1年であり、かかる取締役の任期に合わせて本プランの有効期間も1年とするのが、株主の皆様の意思の重視により資すると考えております。ただし、本プランは、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合または②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本定時株主総会の決議による委任の範囲内において、必要に応じて、独立委員会の意見を得た上で、本プランの技術的な修正または変更を行う場合があります。

なお、本プランは2020年2月10日現在施行されている法令の規定を前提としておりますので、同日以後、法令の新設または改廃等により本プランの規定に修正を加える必要が生じた場合には、当該法令の趣旨に従い、かつ、本プランの基本的な考え方に反しない範囲で、適宜本プランの文言を読み替えることとします。

本プランが廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに株主の皆様等に情報開示を行います。

また、2020年12月期に関する定時株主総会の終結の時以降における本プランの内容につきましては、必要な見直しを行った上で、本プランの更新、または新たな内容のプランの導入等に関して株主の皆様のご意思を確認させていただく予定です。

5. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」、「必要性・相当性確保の原則」）を完全に充足しており、また、株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則の趣旨に合致したものです。なお、本プランは、2008年6月30日に公表された、経済産業省に設置された企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も勘案しております。

(2) 企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益の確保または向上を目的として更新されていること

本プランは、上記3.に記載のとおり、当社株券等に対する大量買付行為がなされた際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、また当社取締役会が株主の皆様のために代替案を提示し、大量買付者と交渉を行うこと等を可能とするために必要な情報や時間を確保することにより、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を確保または向上することを目的として更新されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること（サンセット条項）

本プランは、当社現行定款第15条に基づくものでありますが、本プランの更新にあたり株主の皆様意思を適切に反映させる機会を確保するため、上記4.(2)に記載のとおり、本定時株主総会において、本プランのご承認をお諮りします。本定時株主総会において本プランをご承認いただけない場合は、本プランは更新されず、廃止されることとなります。また、上記4.(5)に記載のとおり、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの更新だけでなく存続についても、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プランは、本プランに基づく対抗措置の発動または不発動の判断を株主の皆様が取締役会に委ねる前提として、当該対抗措置の発動条件を個別の場合に応じて具体的に設定し、株主の皆様を示すものです。加えて、上記4.(3)へ.iii.に記載のとおり、当社取締役会は、本プランに従った対抗措置の発動に関する決議に際して、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様意思を直接確認することが実務上適切と判断するときは、株主総会を開催し、株主の皆様意思を確認することとなっております。したがって、当該発動条件に従った対抗措置の発動は、株主の皆様のご意向が反映されたものとなります。

(4) 独立性の高い社外者の判断を重視していること

当社は、上記4.(3)二.に記載のとおり、当社取締役会の判断の合理性および公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置します。独立委員会は、当社社外監査役および社外有識者により構成されます。

このように、当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重した上で決定を行うことにより、当社取締役会が恣意的に本プランに基づく対抗措置の発動を行うことを防ぐとともに、独立委員会の判断の概要については適宜株主の皆様等に情報開示を行うこととされており、当社の企業価値の向上および会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に資するべく本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(5) 合理的な客観的要件を設定していること

本プランは、上記4.(3)ホ. およびへ. に記載のとおり、予め定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止する仕組みを確保しております。

(6) 独立した地位にある第三者専門家の助言を取得できること

本プランにおいては、上記4.(3)ハ. およびホ. に記載のとおり、大量買付者が出現した場合、取締役会および独立委員会が、当社の費用で、独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、その他の専門家を含みます。）の助言を得ることができることとされています。これにより、取締役会および独立委員会による判断の合理性および公正性がより強く担保される仕組みが確保されています。

(7) デッド・ハンド型やスロー・ハンド型の買収防衛策ではないこと

上記4.(5)に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議によりいつでも廃止できることとされており、取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない、いわゆるデッド・ハンド型買収防衛策ではありません。

また、当社は、取締役の任期を1年としており、期差任期制度を採用していないため、本プランは、取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないためその発動を阻止するのに時間がかかる、いわゆるスロー・ハンド型買収防衛策でもありません。

6. 株主および投資家の皆様への影響

(1) 本プラン更新時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プランの更新時点においては、対抗措置自体は発動されませんので、株主および投資家の皆様の法的権利または経済的利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当ての実施により株主および投資家の皆様に与える影響

本新株予約権は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当て決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個以上で当社取締役会が定める数の割合により無償で割り当てられますので、その行使を前提とする限り、株主の皆様が保有する株式全体の価値に関して希薄化は生じません。

もっとも、株主の皆様が、本新株予約権の行使期間中に本新株予約権の行使を行わない場合には、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式の価値が希薄化することになります。ただし、当社は、当社取締役会の決定により、下記(4)ロ.に記載する手続により、本新株予約権の要項に従い本新株予約権の行使が禁じられていない株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社普通株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を行った場合、本新株予約権の要項に従い本新株予約権の行使が禁じられていない株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込みをせず、当社株式を受領することとなり、その保有する株式1株あたりの価値の希薄化は生じますが、保有する株式全体の価値の希薄化は生じません。

なお、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止し、または無償割当てされた本新株予約権を無償取得する場合には、1株あたりの株式の価値の希薄化は生じませんので、1株あたりの株式の価値の希薄化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使または取得に際して株主および投資家の皆様に与える影響

本新株予約権の行使または取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使または取得に際して、大量買付者およびその関係者の法的権利または経済的利益に希薄化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大量買付者およびその関係者以外の株主および投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。もっとも、本新株予約権それ自体の譲渡は制限されているため、割当期日以降、本新株予約権の行使または本新株予約権の当社による取得の結果株主の皆様が当社株式が交付される場合には、株主の皆様の振替口座に当社普通株式が記録されるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち本新株予約権に帰属する部分について、譲渡による投下資本の回収がその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意ください。

(4) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手続

イ. 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行うための振替口座（特別口座を除きます。）等の必要事項、ならびに株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付いたします。

本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様が本新株予約権の行使期間中に、これらの必要書類を提出した上、本新株予約権 1 個あたり金 1 円を払込取扱場所に払い込むことにより、1 個の本新株予約権につき、1 株以下で当社取締役会が定める数の当社普通株式が交付されることとなります。なお、社債、株式等の振替に関する法律の規定により、本新株予約権の行使の結果として交付される当社普通株式については、特別口座に記録することができませんので、株主の皆様が本新株予約権を行使する際には、証券口座等の振替口座を開設していただく必要がある点にご注意ください。

ロ. 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、取得条項が複数ある場合には、それぞれ取得条項ごとに、取締役会の決議を行い、かつ、新株予約権者の皆様に対する公告を実施した上で、本新株予約権を取得します。また、本新株予約権の取得と引換えに当社普通株式を株主の皆様へ交付することとした場合には、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が本新株予約権の要項に従い行使が禁じられている大量買付者およびその関係者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当て方法、行使の方法および当社による本新株予約権の取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当ての実施が当社取締役会において決定された後、株主の皆様へ開示または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

以 上

大株主の状況等

1. 【大株主の状況】

2019年12月31日現在

| 氏名又は名称 | 住 所 | 所有株式数 (百株) | 持株比率 (%) |
|-----------------------------|--|---------------|-------------|
| 株式会社みずほ銀行 | 東京都千代田区大手町1-5-5 | 5,517 | 4.97 |
| 日本生命保険相互会社 | 東京都千代田区丸の内1-6-6 | 3,790 | 3.41 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 東京都中央区晴海1-8-11 | 3,139 | 2.83 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 東京都港区浜松町2-11-3 | 2,434 | 2.19 |
| THE BANK OF NEW YORK 133972 | RUE MONTOYERSTAAT 46, 1000 BRUSSELS, BELGIUM | 2,126 | 1.91 |
| 住友商事株式会社 | 東京都千代田区大手町2-3-2 | 2,107 | 1.90 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 東京都中央区晴海1-8-11 | 2,082 | 1.87 |
| 野村信託銀行株式会社(信託口) | 千代田区大手町2-2-2 | 1,842 | 1.66 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 東京都中央区晴海1-8-11 | 1,368 | 1.23 |
| 株式会社横浜銀行 | 神奈川県横浜市西区みなとみらい3-1-1 | 1,319 | 1.19 |
| 計 | | 25,726 | 23.16 |

- (注) 1 上記各信託銀行所有株式数は、すべて信託業務に係るものです。
2 上記のほか当社所有の自己株式 7,267百株(6.14%)があります。

2. 【所有者別状況】

2019年12月31日現在

| 区 分 | 株式の状況（1単元の株式数100株） | | | | | | | 単元未満 株式の状況 （株） | |
|-----------------|--------------------|--------|--------------|------------|--------|------|-----------|----------------------|--------|
| | 政府及び 地方公共 団体 | 金融機関 | 金融商品 取引業者 | その他 の法人 | 外国法人等 | | 個人 その他 | | 計 |
| | | | | | 個人以外 | 個人 | | | |
| 株主数 （人） | — | 56 | 34 | 170 | 155 | 10 | 14,172 | 14,597 | — |
| 所有株式数 （単元） | — | 30,625 | 2,662 | 5,826 | 12,260 | 23 | 66,426 | 117,822 | 50,304 |
| 所有株式数 の割合（%） | — | 25.99 | 2.26 | 4.94 | 10.41 | 0.02 | 56.38 | 100.00 | — |

（注） 自己株式726,838株は「個人その他」に7,268単元及び「単元未満株式の状況」に38株含めて記載しております。なお、自己株式726,838株は、株主名簿記載上の株式数であり、2019年12月31日現在の実質保有残高は、769,438株であります。

別紙2

独立委員会委員の氏名および略歴

本プラン更新にあたり独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

荒木 繁（あらかし げる） 1956年4月28日生

当社社外監査役

[略歴]

1981年4月 安田信託銀行株式会社入行

2005年7月 みずほ信託銀行株式会社総合基金営業部長

2010年8月 みずほトラストオペレーションズ株式会社常務執行役員

2012年3月 当社社外監査役（常勤）
（現在に至る）

佐々木 光雄（ささき みつお） 1949年3月6日生

当社社外監査役・公認会計士・税理士

[略歴]

1980年9月 公認会計士登録

1984年9月 税理士登録

1984年10月 公認会計士佐々木光雄事務所設立

1991年4月 東光監査法人代表社員

2015年3月 当社社外監査役（非常勤）
（現在に至る）

北村 豊（きたむら ゆたか） 1950年2月27日生

トーセイ株式会社常勤監査役

[略歴]

1972年4月 安田信託銀行株式会社入行

1996年8月 同行シンガポール支店長

1999年4月 同行年金営業第三部長

2000年10月 みずほ信託銀行株式会社新潟支店長

2003年6月 同行大阪年金営業部長

2005年3月 当社社外監査役（常勤）

2010年3月 当社社外監査役退任

2010年6月 株式会社ジェイ・コーチ常勤監査役

2013年2月 トーセイ株式会社常勤監査役
（現在に至る）

独立委員会規則の概要

第1条 当社は、当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策、以下、「本プラン」という。）の導入・更新に伴い、独立委員会を設置する。独立委員会は、取締役会の諮問により、本プランに基づく対抗措置の発動または不発動に関する勧告を行い、取締役会の判断の公正性および中立性の確保に資することを目的とする。

第2条 1. 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の社外監査役および以下の条件を満たした者（以下「社外有識者」という。）の中から選任する。ただし、社外監査役および社外有識者が、常時少なくとも1名ずつ就任していなければならない。選任された委員は、就任にあたり原則として当社に対する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結する。

① 現在または過去において当社、当社の子会社または関連会社（以下、併せて「当社等」という。）の取締役（社外取締役は除く。以下本条において同じ。）または監査役（社外監査役は除く。以下本条において同じ。）等となったことがない者

② 現在または過去における当社等の取締役または監査役の一定範囲の親族でない者

③ 当社等との取引先でなく、当社等との間に特別の利害関係のない者

④ 企業経営に関する一定以上の経験者、専門家、有識者等（実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者）

2. 委員の選任および解任は、取締役会の決議により行う。ただし、委員の解任を決議する場合、出席取締役の3分の2以上の賛成によるものとする。

第3条 独立委員会は、原則として以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議の内容を、理由を付して取締役会に勧告する。取締役会は、会社法上の機関として決議を行うにあたり、独立委員会の勧告を最大限尊重しなければならない。各委員および当社各取締役は、かかる決議にあたっては、専ら当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

① 大量買付者が本プランに定める手続を遵守しているか否か

② 買付提案の内容が当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するか否かの決定ならびに対抗措置の発動または不発動

③ 対抗措置の中止

- ④ ①ないし③のほか、本プランにおいて独立委員会が権限を与えられた事項
- ⑤ 本プランに関して取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ⑥ 取締役会が、別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

第4条 独立委員会の決議は、原則として委員の3分の2以上が出席し、出席委員の過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、委員の過半数が出席し、出席委員の過半数をもってこれを行うことができる。

第5条 独立委員会は、当社の費用で、当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、その他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

第6条 各委員の任期は、本プランを承認した直近の定時株主総会終結後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。

第7条 取締役会は、その決議により、独立委員会を招集することができる。

第8条 取締役会は、独立委員会が審議を行うにあたって必要であると認める場合には、取締役1名を独立委員会に出席させ、必要な事項に関する説明を行う機会を与えるよう独立委員会に求めることができる。

第9条 独立委員会は、取締役会の要請に応じ、勧告を行う理由およびその根拠を説明しなければならない。

日本カーボン株式会社 新株予約権の要項

I. 新株予約権無償割当てに関する事項の決定

(1) 新株予約権の内容および数

下記Ⅱ. 記載の事項を含む内容の新株予約権（以下個別にまたは総称して「新株予約権」という。）の無償割当て決議（以下「新株予約権無償割当て決議」という。）において当社取締役会が定める一定の日（以下「割当期日」という。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除する。）と同数以上で当社取締役会が定める数の新株予約権を割り当てる。

(2) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記載または記録された株主（ただし、当社を除く。）に対し、その保有株式 1 株につき新株予約権 1 個以上で当社取締役会が定める数の割合で、新株予約権を割り当てる。

(3) 新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において定める日とする。

Ⅱ. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、1 株以下で当社取締役会が定める数とする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- 1) 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、行使価額（下記 2）に定義される。）に対象株式数を乗じた価額とする。
- 2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式 1 株あたりの価額は金 1 円とする。

(3) 新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において定める日を初日とし、新株予約権無償割当て決議において定める期間とする。ただし、(7)項2)の規定に基づき当社による新株予約権の取得がなされる場合、当社が当該取得を通知または公告した日から当該取得日までの期間、新株予約権を行使することはできない。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金額の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(4) 新株予約権の行使の条件

- 1) (i) 特定大量保有者、(ii) 特定大量保有者の共同保有者、(iii) 特定大量買付者、(iv) 特定大量買付者の特別関係者、もしくは(v) 上記(i)ないし(iv)に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、または、(vi) 上記(i)ないし(v)に該当する者の関連者は、新株予約権を行使することができない。なお、上記に用いられる用語は次のとおり定義される。
 - ① 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に定義される。以下別段の定めがない限り同じ。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。）で、当該株券等に係る株券保有割合（同法第27条の23第4項に定義される。）が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）。
 - ② 「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者を指し、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。）。
 - ③ 「特定大量買付者」とは、当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される。以下本③において同じ。）の買付け等（買付けその他の有償の譲受けをいい、金融商品取引法施行令第6条第3項に規定される有償の譲受けに類するものを含む。以下同じ。）を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準じるものとして金融商品取引法施行令第7条第3項に定める場合を含む。）に係る株券等の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に定義される。以下同じ。）がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者をいう。
 - ④ 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に定義される（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。

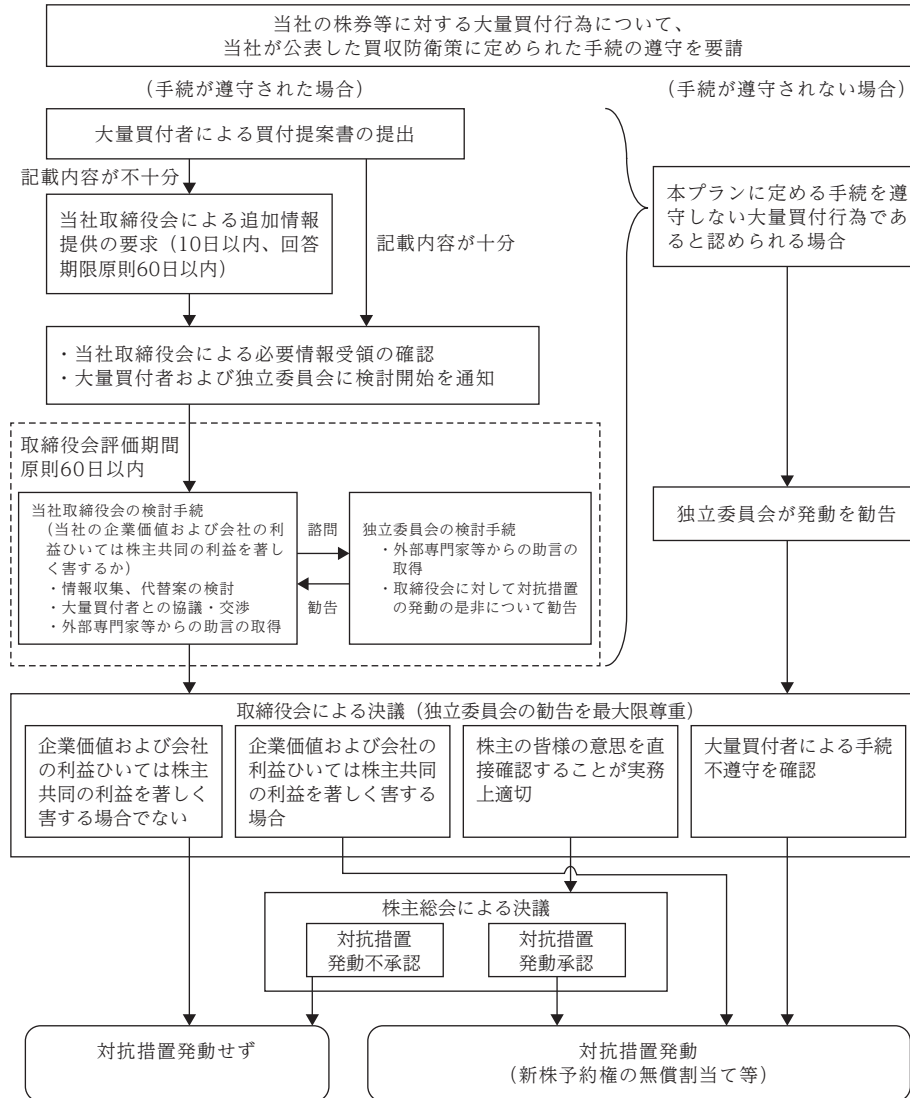
- ⑤ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。「支配」とは、他の会社等の「財務および事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条に定義される。）をいう。
- 2) 上記1)にかかわらず、下記①ないし④の各号に該当する者は、特定大量保有者または特定大量買付者に該当しないものとする。
- ① 当社、当社の子会社（財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。）または当社の関連会社（財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則第8条第5項に定義される。）
- ② 当社を支配する意図がなく上記1) (i)の特定大量保有者に該当することになったものである旨当社取締役会が認めた者であって、かつ上記1) (i)の特定大量保有者に該当することになった後10日間（ただし、当社取締役会がかかる期間を延長することができる。）以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより上記1) (i)の特定大量保有者に該当しなくなった者
- ③ 当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記1) (i)の特定大量保有者に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者（ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）
- ④ その者が当社の株券等を取得し保有することが当社の企業価値または会社の利益ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者（上記1) (i)ないし(vi)に該当すると当社取締役会が認めた者についても、当社の企業価値または会社の利益ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めることができ、また、一定の条件の下に当社の企業価値または会社の利益ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限る。）
- 3) 新株予約権者は、当社に対し、自らが上記1)記載の(i)ないし(vi)のいずれにも該当せず、かつ、上記1) (i)ないし(vi)に該当する者のために行使しようとしている者ではないこと、および新株予約権の行使条件を充足していること等の表明保証条項、補償条項その他当社が定める事項に関する誓約文言ならびに行使に係る新株予約権の内容および数、新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行うための振替口座（特別口座を除く。）等の必要事項を記載した書面ならびに法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

- 4) 新株予約権を有する者が本(4)項の規定により、新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。
- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金
新株予約権の行使により当社株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金の額は、新株予約権無償割当て決議において別途定める額とする。
- (6) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。
- (7) 当社による新株予約権の取得
- 1) 当社は、上記(3)項に規定する新株予約権の行使期間開始日の前日までの間いつでも、新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が定める日をもって、全ての新株予約権を無償で取得することができる。
 - 2) 当社は、当社取締役会が定める日の到来日をもって、上記(4)項1)の規定により新株予約権を行使することができない者以外の者が有する新株予約権のうち、当該取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。
- (8) 合併、会社分割、株式交換および株式移転の場合の新株予約権の交付およびその条件
新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が決定する。
- (9) 新株予約権証券の発行
新株予約権については新株予約権証券を発行しない。
- (10) 法令の改正等による修正
上記で引用する法令の規定は、2020年2月10日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとする。

以 上

【参考】

当社株券等の大量買付行為開始時のフローチャート

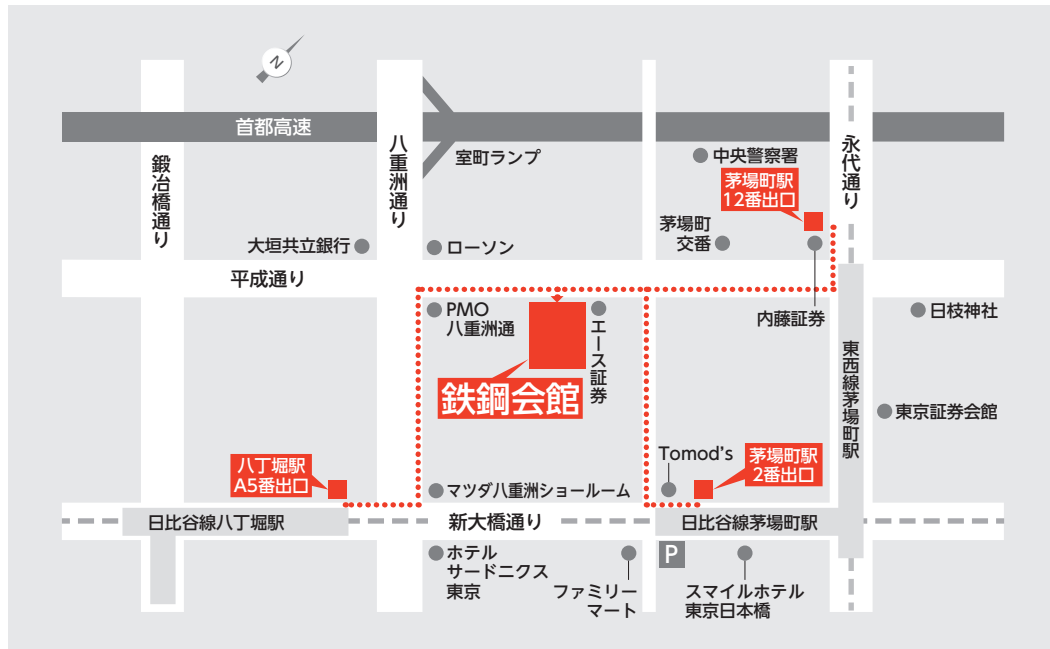


（注）本フローチャートは、本プランの手続の概要を記載したものです。詳細につきましては本文をご参照ください。

株主総会会場ご案内図

会場 鉄鋼会館 (8階 801会議室)

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号
TEL(03) 3669-4855



- 東京メトロ東西線 茅場町駅 (12番出口) 徒歩約5分
- 東京メトロ日比谷線 茅場町駅 (2番出口) 徒歩約5分
- 東京メトロ日比谷線 八丁堀駅 (A5番出口) 徒歩約5分

ご注意

■駐車場の用意はいたしていませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。